

住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第7項の規定に基づく請求人の証拠の提出及び陳述の実施、同条第8項に基づく関係のある区長その他の執行機関若しくは職員又は請求人の立会いについて、その円滑な実施を図るため、必要な事項を次のとおり定める。

（証拠の提出）

- 第1 証拠の提出の期限は、陳述の日の前日（その日が墨田区の休日を定める条例（平成元年墨田区条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「閉庁日」という。）に当たるときは、直前の閉庁日以外の日とする。）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 2 前項の証拠の提出は、郵送によることを妨げない。

（請求人の陳述）

- 第2 陳述は、請求人又はその代理人に行わせるものとする。
- 2 監査委員は、請求人が複数の場合は、請求人が選出した代表者に陳述を行わせることができる。
- 3 陳述は、受理決定をした日以降、遅滞なく行うものとする。
- 4 陳述は、監査委員の半数以上の出席により行うものとする。
- 5 陳述は、監査委員の指示に従って行うものとする。
- 6 陳述の時間は、概ね30分以内とする。ただし、陳述人が複数であるなど監査委員が必要と認める場合は、合計で1時間を限度に陳述時間を延長するものとする。

（関係職員等の立会い）

- 第3 請求人の陳述を実施する場合において、監査委員が必要があると認めるときは、関係のある区長その他の執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）に、立会いの機会を与えることができるものとする。
- 2 立会人は、監査委員の指示に従って立会いを行うものとする。
- 3 監査委員は、関係職員等の立会いが、請求人の陳述の円滑な運営の支障となると認めるときは、関係職員等の立会いを制限することができる。

（関係職員等の陳述）

- 第4 監査委員は、監査の実施において必要があると認めるときは、関係職員等から陳述を聴取する。
- 2 監査委員は、監査対象部局が複数の場合は、監査対象部局が選出した代表の関係職員等に陳述を行わせることができる。
- 3 陳述は、監査委員の半数以上の出席により行うものとする。

- 4 陳述は、監査委員の指示に従って行うものとする。
- 5 陳述の時間は、概ね30分以内とする。ただし、陳述人が複数であるなど監査委員が必要と認める場合は、合計で1時間を限度に陳述時間を延長するものとする。

(請求人の立会い)

- 第5 関係職員等の陳述を実施する場合において、監査委員が必要があると認めるときは、請求人に立会いの機会を与えることができるものとする。
- 2 立会いは、請求人又はその代理人に行わせるものとする。
 - 3 監査委員は、請求人が多数で、請求人全員が立ち会うことができないと認めるときは、立会いの人数を制限することができる。
 - 4 請求人は、監査委員の指示に従って立会いを行うものとする。
 - 5 監査委員は、請求人に対し、文書又は口頭により関係職員等の陳述に対する意見を述べる機会を与えることができる。
 - 6 監査委員は、請求人の立会いにより、区の行政運営上支障が生じる等の事情があると認めるときは、請求人の立会いを制限することができる。

(陳述の中止等)

- 第6 監査委員は、陳述人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認めるときは、陳述を中止することができる。
- 2 監査委員は、立会人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認めるときは、立会人に退場を命ずることができる。

(陳述の公開)

- 第7 監査委員は、傍聴を認めることができる。
- 2 傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の数は、5人をもって限度とする。ただし、監査委員は、陳述会場の収容人員等の理由により、この数を増減することができる。
 - 3 傍聴希望者が前項の傍聴人の数を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴することができない者)

- 第8 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
- (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
 - (3) その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれのある者

(傍聴人の守るべき事項)

- 第9 傍聴人は、監査委員の指示に従い、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑その他騒がしい行為又は飲食をしないこと。
- (3) スマートフォン等による通話をしないこと（着信音を発することを含む。）。
- (4) 所定の傍聴の場所以外に立ち入らないこと。
- (5) その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第10 監査委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

- (1) 請求人が陳述を傍聴されることを望まないとき。
- (2) 第9（傍聴人の守るべき事項）の規定に違反したとき。
- (3) 監査委員が陳述の状況から傍聴がふさわしくないと認めるとき。

(陳述の撮影及び録音)

第11 陳述の写真、ビデオ等の撮影及び録音は、監査委員の許可がなければ行うことができない。

(その他)

第12 この取扱基準に定めのない事項及びこの基準の定めによりがたい事項については、監査委員の合議により別途決定するものとする。

付 則

この基準は、平成29年11月1日から適用する。

付 則

この基準は、令和4年2月22日から適用する。